

# 福岡県公報

平成二十七年四月二十一日  
第三千六百八十七号  
増刊 ①

福岡県知事 小川 洋

## 目次

### 規 則 (第二十六号―第二十八号)

○福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

則 (児童家庭課) ……………一

○福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則 (畜産課) ……………一

○福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (経営技術支援課) ……………三

## 規 則

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二十六号

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年福岡県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

様式第六号の(裏)、様式第七号の(裏)及び様式第十号の(裏)中「第5%」を「第5%」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十一日

### 福岡県規則第二十七号

福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則

福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則(昭和三十八年福岡県規則第十六号)の全部を改正する。

(申請者の資格を証する書面)

**第一条** 動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号。以下「規則」という。)第九十二条第五項第二号、第九十三条第二項第二号、第九十四条第一項、第九十五条の八第二項第三号、第九十六条第一項第二号及び第九十五条の二第二項第二号の規定による書面は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第五条第三号イ、ロ、ハ、ニ、ホ(成年被後見人に限る。)及びへに関する事項に係るものについては別記様式により、同号ホ(麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に限る。)に関する事項に係るものについては麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当することの有無に関する医師の診断書によるものとする。

(書類の経由)

**第二条** 規則第九十二条、第九十四条、第九十六条及び第九十五条の二の規定による許可の申請書は、当該店舗又は営業所の所在地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならぬ。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第 1 条関係）

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

印

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 5 条第 3 号イからへまでのいずれかに該当することの有無について、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- 1 住所及び氏名
- 2 法第 5 条第 3 号イに該当の有無
- 3 法第 5 条第 3 号ロに該当の有無
- 4 法第 5 条第 3 号ハに該当の有無
- 5 法第 5 条第 3 号ニに該当の有無
- 6 法第 5 条第 3 号ホ中成年被後見人に該当の有無
- 7 法第 5 条第 3 号ヘに該当の有無

（日本標準規格 A 4）

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十一日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第二十八号**

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

福岡県肥料取締法施行細則（昭和六十年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。